

■パブリックコメント・都市計画審議会・県事前調整の主な意見・対応表

■パブリックコメントの実施概要

期間:平成28年2月25日(木)～3月15日(火)

閲覧場所:町ウェブサイト、役場建設課(3階)、松枝公民館、総合会館
(平成28年2月25日(木) 町行政無線にて周知)

ウェブサイトでの公表状況



※ パブリックコメントによる意見はありませんでした。

■都市計画審議会の主な意見・対応表

意見等	対応
1. 道の駅について記載することはできないか。	【P61】 交通体系の整備方針において次のとおり記載しました。 「幹線道路沿道において、地域の活性化を促進するとともに、災害時における拠点的功能を有する道の駅などの施設の必要性について検討します。」

■県事前調整の主な意見・対応表

意見等	対応
2. 【P5】文化財数は点ではなく、件で表記すべき。 工芸品12件には彫刻等も含まれているため、「有形文化財」とすべき。また、建造物の件数も含めて表記する。 有形民俗4件と無形民俗3件は、「民俗文化財」とまとめて表記する。なお、笠松町には無形文化財の指定があるようだが、これは民俗文化財(無形民俗文化財)ではないため、別途記載が必要である。 指定していない文化財を「史跡、名勝、天然記念物」とは呼ばないので、「記念物」とまとめて表記すべき。 今年度の5月の時点で、笠松町教育委員会から町指定文化財は26件と報告を受けているため、確認が必要である。 (2次意見) 「史跡・天然記念物」は「記念物」に含まれるので、「史跡・天然記念物が8件」を削除し、「記念物」に含めて記載する。 (「記念物」のうち重要で指定されたものを「史跡、名勝、天然記念物」という。)	【P5】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。 「本町の主な文化財として、有形文化財が20件、民俗文化財が6件、無形文化財が1件、記念物が49件あります。この内、国登録文化財が2件、岐阜県指定文化財が4件、町指定文化財が26件あります。工芸品は笠松地域に集中していますが、記念物(史跡・天然記念物等)は各地に分散しています。」 上記に合わせ、図面を修正しました。
3. 【P51】史跡は文化財の1つであるので、「史跡・文化財」は「文化財」と表記すべき。 「工芸品や有形民俗、史跡など複数の文化財施設」は「有形文化財、民俗文化財、記念物など」と表記すべき。なお、5頁8行に「工芸品(有形文化財)は笠松地区に集中していますが、史跡や名勝・天然記念物(記念物)などは各地域に分散しています。」とあり、表記の統一が必要である。	【P51】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。 「有形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・天然記念物等)があり、記念物は各地に分散している」
4. 【P33】「史跡や名勝・天然記念物」は「記念物」とまとめて表記する。	【P33】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。「有形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・天然記念物等)があり、記念物は各地に分散している。」
5. 【P28】【P34】【P48】【P64】笠松町の木曾川沿川は、国営木曾三川公園に属している為、国の意向も含め、国営木曾三川公園の位置づけをマスタープランに反映すべき。	【P28】 現況において国立公園(都市計画緑地)を記載しました。 【P34】 以下を追記しました。「木曾川沿川は国営木曾三川公園となっている。」 【P48】 関連計画として「国営木曾三川公園基本計画(国土交通省中部地方整備局)」を記載しました。

意見等	対応
<p>2. 【P5】文化財数は点ではなく、件で表記すべき。</p> <p>工芸品12件には彫刻等も含まれているため、「有形文化財」とすべき。また、建造物の件数も含めて表記する。</p> <p>有形民俗4件と無形民俗3件は、「民俗文化財」とまとめて表記する。なお、笠松町には無形文化財の指定があるようだが、これは民俗文化財(無形民俗文化財)ではないため、別途記載が必要である。</p> <p>指定していない文化財を「史跡、名勝、天然記念物」とは呼ばないので、「記念物」とまとめて表記すべき。</p> <p>今年度の5月の時点で、笠松町教育委員会から町指定文化財は26件と報告を受けているため、確認が必要である。 (2次意見)</p> <p>「史跡・天然記念物」は「記念物」に含まれるので、「史跡・天然記念物が8件」を削除し、「記念物」に含めて記載する。 (「記念物」のうち重要で指定されたものを「史跡、名勝、天然記念物」という。)</p>	<p>【P5】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。</p> <p>「本町の主な文化財として、有形文化財が20件、民俗文化財が6件、無形文化財が1件、記念物が49件あります。この内、国登録文化財が2件、岐阜県指定文化財が4件、町指定文化財が26件あります。工芸品は笠松地域に集中していますが、記念物(史跡・天然記念物等)は各地に分散しています。」</p> <p>上記に合わせ、図面を修正しました。</p>
<p>3. 【P51】史跡は文化財の1つであるので、「史跡・文化財」は「文化財」と表記すべき。</p> <p>「工芸品や有形民俗、史跡など複数の文化財施設」は「有形文化財、民俗文化財、記念物など」と表記すべき。なお、5頁8行に「工芸品(有形文化財)は笠松地区に集中していますが、史跡や名勝・天然記念物(記念物)などは各地域に分散しています。」とあり、表記の統一が必要である。</p>	<p>【P51】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。</p> <p>「有形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・天然記念物等)があり、記念物は各地に分散している」</p>
<p>4. 【P33】「史跡や名勝・天然記念物」は「記念物」とまとめて表記する。</p>	<p>【P33】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。「有形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・天然記念物等)があり、記念物は各地に分散している。」</p>
<p>5. 【P28】【P34】【P48】【P64】笠松町の木曾川沿川は、国営木曾三川公園に属している為、国の意向も含め、国営木曾三川公園の位置づけをマスタープランに反映すべき。</p>	<p>【P28】 現況において国立公園(都市計画緑地)を記載しました。</p> <p>【P34】 以下を追記しました。「木曾川沿川は国営木曾三川公園となっている。」</p> <p>【P48】 関連計画として「国営木曾三川公園基本計画(国土交通省中部地方整備局)」を記載しました。</p> <p>【P64】 木曾三川公園について次のとおり記載しました。「木曾川の河川敷は、「国営木曾三川公園基本計画」「リバーサイドタウンかさまつ計画」等に基づき整備を進めます。」</p>
<p>6. 【P64】「公園・緑地の整備に関する基本的な計画(緑の基本計画)を作成し」との記載について、平成11年3月に町の「緑の基本計画」が作成されているので、「作成」ではなく「改訂」が正しいのでは。</p>	<p>【P64】 ご指摘のとおり修正しました。</p>

意見等	対応
7. 【P51】「豊富な自然環境」を「恵まれた自然環境」と修正されたい。	【P51】 ご指摘のとおり修正しました。
8. 【P32】『…遊水地の減少や度重なるゲリラ豪雨により、…』の『度重なる』を『頻発する』とした方が良いのではないか。国の資料をみると『頻発する』という言葉をよく使っており、合わせた方が良いと思う。	【P32】 ご指摘のとおり修正しました。
9. 【P66】中小河川の整備による雨水対策だけではなく、特に境川流域については、「境川流域整備計画」に基づく流出抑制対策も重要であり、笠松町による流出抑制対策の推進について、追記いただけるとよいと思います。	【P66】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。 「境川流域では、境川流域整備計画に基づく流出抑制対策を推進します。」
10. 【P68】町条例の名称にも関わってきますが、県では、昨年1月より「空家等対策協議会」により「空家」として統一しているため、これに準じてはどうでしょうか。	【P68】 ご指摘を踏まえ、「空家」で統一いたします。
11. 【P78】【P85】【P92】『ゾーン規制の導入』については、『ゾーン30の導入』という意味で記載していると推察されますが、これには公安委員会の行う交通規制を伴うことから、貴町自らで行うことはできません。また、『ゾーン規制』という表現も分かりにくいいため、『ゾーン30』に統一し、P61にあるように、『検討』の言葉を加え、『ゾーン30の導入検討』と修正されてはどうか。	【P78】【P85】【P92】 ご指摘のとおり修正しました。
12. 【P20】名称に誤りがある。(誤)各務原インターチェンジ (正)岐阜各務原インターチェンジ”	【P20】 ご指摘のとおり修正しました。
13. 【P20】道路名称は、主要地方道の場合は「主要地方道〇〇〇線」であるので、各名称の前に「(主)」を付けてください。(主要地方道を(主)とする定義をしているので)	【P20】 ご指摘のとおり修正しました。
14. 【P20】「しかしながら…」以下の文章の趣旨が分かるよう補足してください。 (例)しかしながら…3路線のみとなっており、〇〇〇です。	【P20】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。「…3路線のみと、接続する路線が限定されています。」
15. 【P45】凡例を記載した方が分かりやすい。	【P45】 岐阜都市計画区域マスタープラン(岐阜県)の総括図に凡例を追加しました。
16. 【P68】【P91】産業拠点ですが、地区計画の手法による都市基盤の整備とあるが、この2つはイコールではないので、文面を検討されたい。 下羽栗については、市街化区域であるなら地区計画の必要があるのか	【P68】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。「…工場の移転の受け皿が確保できるよう地区計画などの手法の活用を検討し、それに伴い必要となる都市基盤の整備についても検討します。」 「…促進するため、必要となる都市基盤の整備について検討します。」 【P91】 「…本町の産業拠点として必要な都市基盤整備を行い、…」

意見等	対応
<p>17. 【P58】【P68】【P84】市街化区域への編入(拡大)については、コンパクトシティの流れに逆行することや、現在保留人口フレームがないことから、現状では認められません。</p> <p>(既成市街化区域の一部を市街化調整区域に変更する逆線を行い、人口フレームを新市街化区域に割り当てる等の具体的な計画がある場合は、その旨を記載してください。)</p>	<p>【P58】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。【住居系利用地】 「…そのため、適切な土地利用規制のあり方と計画的な都市基盤整備について検討し、…」</p> <p>【P68】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。 産業拠点「…工場の移転の受け皿が確保できるよう地区計画などの手法の活用を検討し、それに伴い必要となる都市基盤の整備についても検討します。」 住居系利用地「松枝地域の市街化調整区域においては、住宅の開発が多く行われ、住宅地の形成が進んでいますが、道路・公園などの都市基盤が十分でないため、適切な土地利用規制のあり方と都市基盤の整備方針について検討します。」</p>
<p>18. 【P68】【P85】市街化調整区域で行う土地区画整理事業(個人、組合)については、土地区画整理法第9条または第21条に規定により、認可してはならないとされているため、市街化区域に編入する整理ができるまで削除されたい。</p>	<p>【P84】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。 「(都)岐阜羽島線沿道では、適切な土地利用規制のあり方や都市基盤の整備方針について検討し、…」</p> <p>【P85】 ご指摘を踏まえ次のとおり修正しました。 「…住宅の立地が進んでいますが、道路・公園などの都市基盤が十分でないため、適切な土地利用規制のあり方や都市基盤の整備方針について検討します。」</p>